

平成23年度 山武市農作業別標準賃金

農家の皆さん！この表は、農作業をお願いするときの目安となる標準額を定めています。農地の状況、地域の実情により、依頼者と受託者の双方で十分話し合ってから決めてください。

区 分		標準賃金の額	備 考
水田作業		8,000 円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)
畑作業一般		6,500 円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)
準備作業 (トラクター)	水田耕起	5,500 円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	水田代かき	6,500 円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	畦塗り	30 円	1m当たりとする。 (1区画が20a 以上)
		35 円	1m当たりとする。 (1区画が20a 未満)
畑耕耘 (トラクター)		5,000 円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
育苗		770 円	1箱当たりとする。 (硬化まで、種もみ代金を含む。)
田植機による植え付け		6,700 円	10a当たりとする。苗費は含まない。 (オペレーター付作業賃金)
収穫作業 (コンバイン)	刈取、脱穀	18,500 円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	刈取から粳すりまで	38,000 円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
乾燥調整		2,500 円	60kg 当たりとし粳すりまでとする。
粳すり		700 円	60kg 当たりとする。

※この農作業別標準賃金は、平成23年4月1日から適用されます。

問 農業委員会 ☎ (80) 1241

ごみゼロ運動にご協力ください



「県下一斉」ごみゼロ運動を実施しますので、市民の皆さんのご協力を願います。

日時 5月29日(日) 午前8時から午前11時(雨天決行)

場所 市内の道路沿い

収集方法 市から配布したごみ袋に、紙くず・カン・ビンなどを集めてください。

※粗大ごみは対象外です。発見した場合は、その場所から

景観行政団体になりました

山武市では、平成17年6月に全面施行された景観法を活用し、本市の魅力や地域特性を活かした景

問 環境保全課 ☎ (80) 1161

動かさずに、環境保全課までご連絡ください。

※区・自治会として登録していない団体で、ごみゼロ運動にご協力いただける団体にも、専用のごみ袋を配布いたしますのでご連絡ください。

観づくりを推進していくことを目的に、5月1日に「景観行政団体」になりました。

景観行政団体とは、良好な景観の保全・形成や景観計画の策定など、景観法に基づいて景観行政を担う自治体をさします。

山武市では、今後、市民や関係者の皆様とともに、景観づくりに取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

※景観法とは、景観に関するわが国初めての総合的な法律です。

問 都市整備課 ☎ (80) 1191

農業振興地域整備計画の全体見直し

市では、平成24年中を目標に農業振興地域整備計画の全体見直し作業を行っています。見直しにあたっては、市の上位計画の総合計画や都市計画などの整合性を図り、基礎調査を実施して農業者をはじめ関係機関の意見に基づき、今後10年先を見通した計画の策定になります。

農業振興地域整備計画の見直し期間中は農用地区域の除外および用途区分の変更を行うことができません。

○農業振興地域整備計画見直し期間中の農用地利用計画変更申出について

平成23年度中の農業振興地域整備計画変更の受付について農用地区域からの除外および用途変更の予定がある場合は、次の受付期間のみとなりますのでご注意ください。

受付期間 6月1日(水)～30日(木)

※申請書様式は担当課窓口、市のホームページからダウンロードできます。

申・問 農商工・観光課

☎ (80) 1211